

復興支援対策部

復興支援対策部は、東日本大震災その他の大規模災害により甚大な被害を受けた自治体に対する被災地支援及び、都内に避難された方々の支援について、各局等と連携して実施している。

1 東日本大震災被災地への支援

(1) 被災地支援対策の企画・調整

現地ニーズに即した効果的な支援を全庁を挙げて推進するため、被災地情報の収集、支援事業の企画・立案、各局等への情報提供をはじめ都の被災地支援対策の総合調整等を行っている。

あわせて、都の支援や被災地の復興状況等をホームページに掲載するなど、被災地支援に関する様々な情報を、都民や被災地に向けて幅広く発信している。

(2) 現地事務所の設置

刻々と状況が変化する被災地において正確な情報を収集し、ニーズに即した支援につなげるため、震災後間もなく岩手・宮城・福島 の 3 県に現地事務所を設置した。その後、復興の進展に合わせて事務所機能を順次集約し、現在被災地には、被災地支援福島県事務所を設置している。

事務所名	所在地	職員構成
被災地支援福島県事務所	福島市中町 (福島県自治会館 8 階)	部長級 1 名 (復興支援対策部長が兼務) 課長級 1 名 課長代理級 1 名

<経過>

- ・平成 23 年 3 月 岩手県、宮城県、福島県に現地事務所を設置
- ・平成 28 年 7 月 岩手県と宮城県の現地事務所を統合 (岩手県・宮城県事務所を設置)
- ・平成 31 年 4 月 岩手県・宮城県事務所の機能を本庁へ集約 (同事務所を廃止)

(3) 人的支援の実施

ア 職員派遣

都は震災直後から、救出救助、医療支援、避難所運営など、応急対応を担う多くの職員を派遣した。本格復興に移行した後は、被災地のニーズを踏まえ、インフラや産業の再生などを担う技術職や事務職を中心とした職員を、地方自治法第 252 条の 17 に基づき中長期で派遣している。

こうして被災地に派遣した職員 (都が全国に先駆けて採用した任期付職員も含む) は、これまで延べ 3 万人を超えている。

また、近年大規模災害が頻発する中、全国知事会からの要請等を踏まえ、東日本大震災以外の被災自治体に対しても、職員の中長期派遣を行っている。

<令和 7 年 8 月 1 日現在の派遣人数>

派遣先：福島県

人 数： 9人

イ 支援活動報告書の作成

毎年度、派遣職員が担当した業務や派遣先との交流などの経験、業務を通じて得た知識や教訓等をまとめた活動報告書を作成し、公表している。

ウ 被災自治体における職員採用の支援

被災自治体の職員採用の取組に対して、広報等の協力などの支援を行っている。

(4) 多様な被災地支援の展開

発災直後から応急対策期においては、食料や医薬品等の救援物資の調達・搬送、義援金のとりまとめ、犠牲者の火葬協力など、被災地の要請や現地事務所からの情報に基づき、様々な支援を実施した。

その後、被災地のニーズが、産業、経済や地域コミュニティの復興等を進めるための支援へと変化する中、都の各局が持つノウハウや特色を活かし、環境、流通、中小企業支援、芸術文化、スポーツ、観光などあらゆる分野で、被災地の課題解決につながる多様な支援事業を展開してきた。

こうした中であって、復興支援対策部は、被災地のニーズ把握や各局等との総合調整等を行うとともに、震災の風化防止や風評払拭に向けた取組を「プロジェクト型支援」として実施している。

ア 風化防止の取組

東日本大震災の記憶の風化が懸念される中、被災地の現状等を発信し、被災地や復興についての都民の理解・共感を深め、都民と被災地との交流・つながりの拡大を図っている。

- ・都民向け風化防止イベント「東日本大震災復興フォーラム」の開催
- ・被災地の姿を伝える動画やパネル等の作成、インターネットを通じた公開
- ・ホームページやX（旧 Twitter）等による情報発信 など

イ 風評払拭の取組

原発事故等による風評の払拭に向けて、鉄道事業者や区市町村など様々な団体と連携して「ふくしま⇄東京キャンペーン」を展開している外、被災地水産物の魅力を伝える動画を作成し、都有施設等で放映している。

- ・都内主要駅構内等で福島県産品や東北3県産品の販売と観光PRの実施（「福島産直市」、「東北3県（岩手県・宮城県・福島県）ふるさと市」、「復興応援ふるさと市」の開催等）
- ※令和4年度から、従来まで福島県と開催してきた「福島産直市」に岩手県、宮城県を加えた「東北3県ふるさと市」を開催

また、令和6年度第2回からは、石川県を加え「復興応援ふるさと市」として開催

- ・専用ポータルサイトをはじめ、ホームページやX（旧 Twitter）等による情報発信 など

2 東日本大震災による都内避難者への支援

(1) 都内避難者支援策の企画・調整

東日本大震災で被災し、都内に避難されている方を支援するため、被災地の状況や都内避難者のニーズ把握、被災自治体や国との調整、支援事業の企画・立案、都の都内避難者支援対策の総合調整等を行っている。

<令和7年5月1日現在の都内避難者数>

2,515名

(2) 避難者の受入れ

震災後、多くの避難者が都内に避難することが予想されたことから、平成23年3月17日に緊急で避難施設を開設した。その後、避難の長期化や避難者の増加に対応するため、民間宿泊施設等の協力を得て、事業者施設を二次避難施設として活用した。

また、都営住宅や国家公務員住宅等を応急仮設住宅に位置づけ、現在も、被災地や避難者の状況に応じた受入れを行っている。

- ・ 緊急避難施設（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト）で平成23年3月～5月に受入れ
- ・ 二次避難施設（グランドプリンスホテル赤坂など宿泊施設）で平成23年3月～12月に受入れ
- ・ 応急仮設住宅で平成23年4月以降受入れ（現在継続中）

＜令和7年4月30日現在の応急仮設住宅での受入れ人数＞

82名	内訳：	都営住宅・国家公務員宿舍等	68名
		民間賃貸住宅	14名

(3) 避難者支援の実施

各局や区市町村等、また被災自治体と連携して、生活全般にわたるきめ細やかな支援を行うとともに、都内避難者情報の把握、分析及び都内避難者が必要とする情報の収集、提供等を実施している。

ア 都内避難者情報の把握と活用

総務省の全国避難者情報システムへの登録情報や、都受入施設への入居情報など、都内避難者に関する様々な情報を一元的に整理・管理するとともに、必要な情報を区市町村や被災自治体に随時提供している。

イ 都内避難者に対する情報提供

都内避難者に対し、都、区市町村及び被災自治体等の各種支援情報を定期便（月1回郵送）や、ホームページ等で提供している。

ウ 都内避難者に対する相談支援

都内避難者相談窓口を設置し、避難者の抱える悩みや課題に対して、被災県等関係機関と協力し必要な対応を行っている。

エ 被災自治体等と連携した支援

被災県や被災市町村が都内避難者に対して行う交流会等の開催協力を行うほか、被災県と避難者受入都県による連絡会議等で支援の方向性について検討や調整を行っている。

3 能登半島地震等への対応

(1) 人的支援の実施

令和6年1月の能登半島地震の発災直後から、都は避難所運営や上下水道の復旧などの応急対応を行うため、被災地自治体等の要請を踏まえ、被災地に多くの職員を派遣した。

また、令和6年4月からは、道路や河川、漁港等のインフラの復旧や液状化対策などの復興業務を支援するため、地方自治法第252条の17に基づき、被災自治体である石川県、富山県及び輪島市に対し、中長期での職員派遣を順次開始しており、現在、令和6年9月に発生した奥能登豪雨への対応も含め、支援を行っている。

＜中長期の職員派遣 令和7年8月1日現在＞

派遣先：石川県、富山県及び輪島市

人 数：29人

(2) 都内避難者への支援

都内への避難者を対象とした総合相談窓口を設置し、避難生活全般に関する相談を受け付けるとともに、その内容に応じ、住宅・福祉など、各種専門相談窓口や地域の機関等に繋いで支援している。

(3) その他の支援

都民に広く被災地の魅力を発信するため、特産品販売などのイベント（「復興応援ふるさと市」）の開催や観光情報の発信などを行っている。

4 令和6年7月25日からの大雨（山形県）への対応

(1) 人的支援の実施

令和6年10月から、河川・砂防施設、林道施設の災害復旧事業に係る業務を支援するため、地方自治法第252条の17に基づき、被災自治体である山形県に対し、中長期での職員派遣を開始した。

＜中長期の職員派遣 令和7年8月1日現在＞

派遣先：山形県

人 数：1人